

議案第 81 号
議決第 号

公の施設の指定管理者の指定に関する件

公の施設の指定管理者を次のように指定したい。よって、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第244条の 2 第 6 項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和 3 年 11 月 26 日提出
姶良市長 湯元 敏浩

公の施設の指定管理者の指定について

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称及び所在地

名 称 松原地区公民館
所在地 姶良市松原町一丁目 16 番地 2

2 指定管理者となる団体の名称

松原なぎさ校区コミュニティ協議会

3 指定の期間

令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

議案第 82 号
議決第 号

公の施設の指定管理者の指定に関する件

公の施設の指定管理者を次のように指定したい。よって、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第244条の 2 第 6 項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和 3 年 11 月 26 日提出
姶良市長 湯元 敏浩

公の施設の指定管理者の指定について

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称及び所在地
名 称 姶良市総合運動公園
所在地 姶良市平松 2392 番地
- 2 指定管理者となる団体の名称
セイカスポーツセンター・鹿児島県サッカー協会共同事業体
- 3 指定の期間
令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

議案第 83 号
議決第 号

公の施設の指定管理者の指定に関する件

公の施設の指定管理者を次のように指定したい。よって、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第244条の 2 第 6 項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和 3 年 11 月 26 日提出
姶良市長 湯元 敏浩

公の施設の指定管理者の指定について

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称及び所在地

名 称 姶良市龍門陶芸・健康の里
所在地 姶良市加治木町小山田 1583 番地 1

2 指定管理者となる団体の名称

A L グループ

3 指定の期間

令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

議案第 84 号
議決第 号

公の施設の指定管理者の指定に関する件

公の施設の指定管理者を次のように指定したい。よって、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第244条の 2 第 6 項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和 3 年 11 月 26 日提出
姶良市長 湯元 敏浩

公の施設の指定管理者の指定について

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称及び所在地

名 称 姶良市姶良体育センター
所在地 姶良市平松 6252 番地

2 指定管理者となる団体の名称

A L グループ

3 指定の期間

令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

議案第 85 号
議決第 号

公の施設の指定管理者の指定に関する件

公の施設の指定管理者を次のように指定したい。よって、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第244条の 2 第 6 項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和 3 年 11 月 26 日提出
姶良市長 湯元 敏浩

公の施設の指定管理者の指定について

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称及び所在地

名称及び所在地 蒲生体育施設

施 設 名 称	所 在 地
姶良市蒲生体育館「おくすアリーナ」	姶良市蒲生町北24番地 1
姶良市大楠運動公園球技場	姶良市蒲生町白男235番地
姶良市大楠運動公園多目的屋内運動場	姶良市蒲生町白男293番地 1

2 指定管理者となる団体の名称

A L グループ

3 指定の期間

令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

議案第 86 号
議決第 号

公の施設の指定管理者の指定に関する件

公の施設の指定管理者を次のように指定したい。よって、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第244条の 2 第 6 項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和 3 年 11 月 26 日提出
姶良市長 湯元 敏浩

公の施設の指定管理者の指定について

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称及び所在地

名 称 姶良市姶良弓道場
所在地 姶良市西餅田 3311 番地 1

2 指定管理者となる団体の名称

姶良市姶良弓道部

3 指定の期間

令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

議案第 87 号
議決第 号

公の施設の指定管理者の指定に関する件

公の施設の指定管理者を次のように指定したい。よって、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第244条の 2 第 6 項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和 3 年 11 月 26 日提出
姶良市長 湯元 敏浩

公の施設の指定管理者の指定について

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称及び所在地

名 称 姶良市蒲生弓道場
所在地 姶良市蒲生町白男 352 番地

2 指定管理者となる団体の名称

姶良市蒲生弓道部

3 指定の期間

令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

議案第 88 号
議決第 号

公の施設の指定管理者の指定に関する件

公の施設の指定管理者を次のように指定したい。よって、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第244条の 2 第 6 項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和 3 年 11 月 26 日提出
姶良市長 湯元 敏浩

公の施設の指定管理者の指定について

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称及び所在地
名 称 姶良高齢者福祉センター
所在地 姶良市西餅田 3311 番地 1
- 2 指定管理者となる団体の名称
社会福祉法人 姶良市社会福祉協議会
- 3 指定の期間
令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

議案第 89 号
議決第 号

公の施設の指定管理者の指定に関する件

公の施設の指定管理者を次のように指定したい。よって、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第244条の 2 第 6 項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和 3 年 11 月 26 日提出
姶良市長 湯元 敏浩

公の施設の指定管理者の指定について

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称及び所在地
名 称 姶良市加治木福祉センター
所在地 姶良市加治木町本町 393 番地
- 2 指定管理者となる団体の名称
社会福祉法人 姶良市社会福祉協議会
- 3 指定の期間
令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

議案第 90 号
議決第 号

公の施設の指定管理者の指定に関する件

公の施設の指定管理者を次のように指定したい。よって、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第244条の 2 第 6 項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和 3 年 11 月 26 日提出
姶良市長 湯元 敏浩

公の施設の指定管理者の指定について

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称及び所在地

名 称 蒲生高齢者福祉センター
所在地 姶良市蒲生町白男 347 番地

2 指定管理者となる団体の名称

社会福祉法人 姶良市社会福祉協議会

3 指定の期間

令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

議案第 91 号
議決第 号

公の施設の指定管理者の指定に関する件

公の施設の指定管理者を次のように指定したい。よって、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第244条の 2 第 6 項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和 3 年 11 月 26 日提出
姶良市長 湯元 敏浩

公の施設の指定管理者の指定について

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称及び所在地

名 称 姶良市加治木ふれあいセンター
所在地 姶良市加治木町本町 380 番地

2 指定管理者となる団体の名称

社会福祉法人 姶良市社会福祉協議会

3 指定の期間

令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

議案第 92 号
議決第 号

公の施設の指定管理者の指定に関する件

公の施設の指定管理者を次のように指定したい。よって、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第244条の 2 第 6 項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和 3 年 11 月 26 日提出
姶良市長 湯元 敏浩

公の施設の指定管理者の指定について

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称及び所在地
名 称 姶良市さえずりの森
所在地 姶良市加治木町西別府 3490 番地
- 2 指定管理者となる団体の名称
特定非営利活動法人 四季の会
- 3 指定の期間
令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

議案第 93 号
議決第 号

公の施設の指定管理者の指定に関する件

公の施設の指定管理者を次のように指定したい。よって、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第244条の 2 第 6 項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和 3 年 11 月 26 日提出
姶良市長 湯元 敏浩

公の施設の指定管理者の指定について

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称及び所在地
名 称 姶良生活改善センター
所在地 姶良市北山 849 番地 3

2 指定管理者となる団体の名称
北山校区コミュニティ協議会

3 指定の期間
令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

議案第 94 号
議決第 号

公の施設の指定管理者の指定に関する件

公の施設の指定管理者を次のように指定したい。よって、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第244条の 2 第 6 項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和 3 年 11 月 26 日提出
姶良市長 湯元 敏浩

公の施設の指定管理者の指定について

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称及び所在地

名 称 姶良農産加工センター
所在地 姶良市北山 852 番地 6

2 指定管理者となる団体の名称

株式会社姶良農産加工

3 指定の期間

令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

議案第 95 号
議決第 号

公の施設の指定管理者の指定に関する件

公の施設の指定管理者を次のように指定したい。よって、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第244条の 2 第 6 項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和 3 年 11 月 26 日提出
姶良市長 湯元 敏浩

公の施設の指定管理者の指定について

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称及び所在地

名 称 加治木農産加工センター
所在地 姶良市加治木町西別府 3056 番地 2

2 指定管理者となる団体の名称

加治木町農産加工株式会社

3 指定の期間

令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

議案第 96 号
議決第 号

公の施設の指定管理者の指定に関する件

公の施設の指定管理者を次のように指定したい。よって、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第244条の 2 第 6 項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和 3 年 11 月 26 日提出
姶良市長 湯元 敏浩

公の施設の指定管理者の指定について

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称及び所在地
 名 称 蒲生農産加工センター
 所在地 姶良市蒲生町漆 312 番地 1
- 2 指定管理者となる団体の名称
 有限会社蒲生農産加工
- 3 指定の期間
 令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

議案第 97 号
議決第 号

公の施設の指定管理者の指定に関する件

公の施設の指定管理者を次のように指定したい。よって、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第244条の 2 第 6 項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和 3 年 11 月 26 日提出
姶良市長 湯元 敏浩

公の施設の指定管理者の指定について

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称及び所在地
名 称 姶良市上名地区農村振興センター
所在地 姶良市上名 2683 番地 2
- 2 指定管理者となる団体の名称
上名地区むらづくり委員会
- 3 指定の期間
令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

議案第 98 号
議決第 号

公の施設の指定管理者の指定に関する件

公の施設の指定管理者を次のように指定したい。よって、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第244条の 2 第 6 項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和 3 年 11 月 26 日提出
姶良市長 湯元 敏浩

公の施設の指定管理者の指定について

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称及び所在地
 名 称 蒲生物産館（くすくす館）
 所在地 姶良市蒲生町上久徳 2539 番地 1
- 2 指定管理者となる団体の名称
 蒲生の恵み協同組合
- 3 指定の期間
 令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで